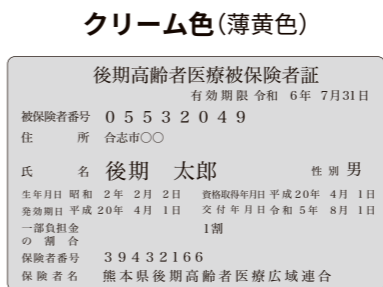


## 後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

●問い合わせ先 保険年金課 ☎096(248)1275

### 新しい保険証はクリーム色です

現在お持ちの水色の保険証の有効期限は7月31日(月)です。  
クリーム色の新しい保険証を7月中旬頃に簡易書留郵便で送付します。8月1日(火)からは新しい保険証を使ってください。



令和5年8月1日から

### 対象者は自己負担額が軽減されます

① **限度額適用・標準負担額減額認定証**  
世帯全員が住民税非課税(負担区分が低所得ⅠまたはⅡ)の人を対象に限度額適用・標準負担額減額認定証を交付しています。この認定証を医療機関

の窓口で提示すると、支払う医療費や入院時の食事が所得などに応じて限度額までとなります。

### ② 限度額適用認定証

3割負担の人で、住民税課税所得145万〜690万円(現役並み所得者ⅠとⅡ)の人を対象に、限度額適用認定証を交付しています。この認定証を医療機関の窓口で提示すると、支払う医療費が所得などに応じて限度額までとなります。

### ▼申請方法

認定証を持っていない人で交付対象になる人は、保険年金課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所で申請してください。申請するときには保険証とマイナンバーが分かるものが必要です。

### ▼更新手続き

現在水色またはピンク色の認定証を持っている人で、8月1日(火)以降も交付対象になる人には、新しい認定証を保険証発送時に同封しています。更新手続きは必要ありません。

## 後期高齢者医療保険料額をお知らせします

●問い合わせ先 保険年金課 ☎096(248)1275

7月中旬頃に保険料額決定通知書を送付します。保険料の増減などにより、納め方が変わる人がいますのでご確認ください。

### 保険料の納め方

#### ▼特別徴収

年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)  
※事前の申し出により、特別徴収から口座振替に変更できます

#### ▼普通徴収

納付書払いや口座振替による納付(7月〜翌年2月・毎月)  
※口座振替にするには事前の申し込みが必要です

### 保険料の算定方法(年額)

$$\begin{aligned} & \text{均等割額} \\ & 54,000\text{円} \\ & + \\ & \text{所得割額} \\ & (\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額} \times 1) \\ & \times 10.26\% \\ & = \\ & \text{保険料額} \\ & (\text{限度額} 66\text{万円}) \end{aligned}$$

※1 合計所得額が2400万円以下の人は43万円

軽減割合	世帯主および世帯※2の被保険者全員の軽減判定所得※3の合計額
7割軽減	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数※4-1)以下
5割軽減	43万円+29万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数※4-1)以下
2割軽減	43万円+53万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数※4-1)以下

※2 当該年度の4月1日(新たに制度の対象となった人は資格取得時)時点の世帯状況により軽減判定を行います

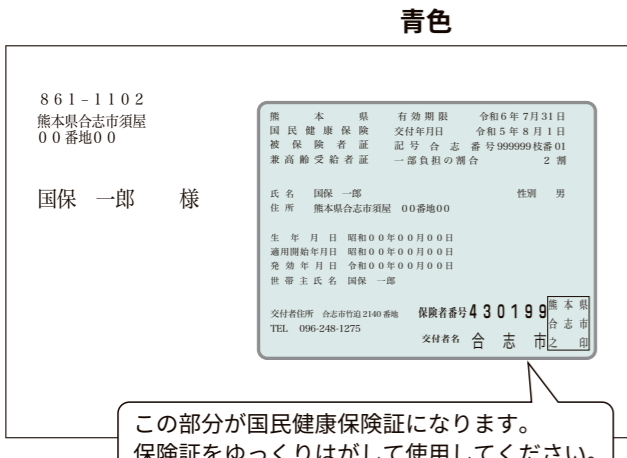
※3 均等割額軽減判定所得は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、高齢者特別控除(15万円)を控除した額で判定します

※4 給与・年金所得者の数とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です

## 国民健康保険被保険者証(保険証)を送付します

●問い合わせ先 保険年金課 ☎096(248)1275

現在お持ちのピンク色の保険証の有効期限は7月31日(月)です。青色の新しい保険証を、世帯主宛てに7月中旬頃に簡易書留郵便(受け取りに印鑑またはサインが必要で送付します。配達時に不在であれば郵便物などお預かりのお知らせが投函されます。そのときは郵便局へ連絡して希望の日時に再配達してもらおうか、郵便局窓口で受け取ることができます。



この部分が国民健康保険証になります。保険証をゆっくりはがして使用してください。

### 限度額認定証などの更新をお忘れなく

保険証が届いたら、記載された住所・氏名・生年月日などを必ず確認してください。  
今回発送する保険証の有効期限は令和6年7月31日(火)ですが、期限までに70歳になる人は誕生日(1日生まれの人は誕生日の前月末日)まで、75歳になる人は75歳の誕生日の前日が有効期限となります。

限度額認定証などの交付を受けている人は、医療機関の窓口で保険証と認定証を提示することで、本人の負担する一部負担金が限度額までの支払いとなります。  
この認定証は、7月31日(月)が有効期限です。

現在、認定証を持っている人には、更新のお知らせを保険証に同封します。8月以降も認定証が必要な場合は、お手続きをお願いします。なお、更新手続きは**8月1日(火)**以降の受け付けとなりますので、ご注意ください。

## 国民年金保険料の免除制度

●問い合わせ先 保険年金課 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

### ▼納付が困難なときは 保険料免除制度(全額・一部)

保険料を納めることが困難なときに利用できる制度です。保険料納付の全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者、世帯主です。

### 納付猶予制度

本人が20歳〜49歳のときに利用できる制度です。保険料の全額について納付が猶予されます。納付猶予制度の審査対象者は、本人と配偶者です。

### ▼学生は 学生納付特例制度

本人が学生の場合に利用できる制度です。保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例の審査対象者は、本人のみです。

どちらも審査対象者の前年所得が一定額以下の場合に、申請により適用が受けられます。離職者、震災・風水害などの被災者の人は所得に関係なく該当する場合があります。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。保険料を未納のままにすると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず、保険料を納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をしましょう。

### ▼手続きに必要なもの

年金手帳など基礎年金番号がわかるもの、またはマイナンバーが確認できる書類  
・離職している場合  
・離職していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)  
・学生の場合  
在学期間が分かる学生証(コピー可)または在学証明書(原本)

### ▼オンライン申請

マイナンバーカードを利用してマイナンバーからオンライン申請ができます。詳しくは二次元コードを扫描下方二维码を確認ください。

